

福津市地域包括支援センター運営方針

I 方針策定の趣旨

この「地域包括支援センター運営方針」は、福津市地域包括支援センターの運営上の基本的考えや理念、業務推進上の指針等を明確にするとともに、地域包括支援センターが実施する包括的支援事業における業務の円滑で効果的な実施に資することを目的に定める。

II 期間

「福津市第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」に連動し、令和9年（2027年）3月31日までを当該方針の期間とし、この方針に基づいて地域包括支援センターは事業計画を作成し業務を実施する。

令和6年4月

福津市 高齢者サービス課

基本理念

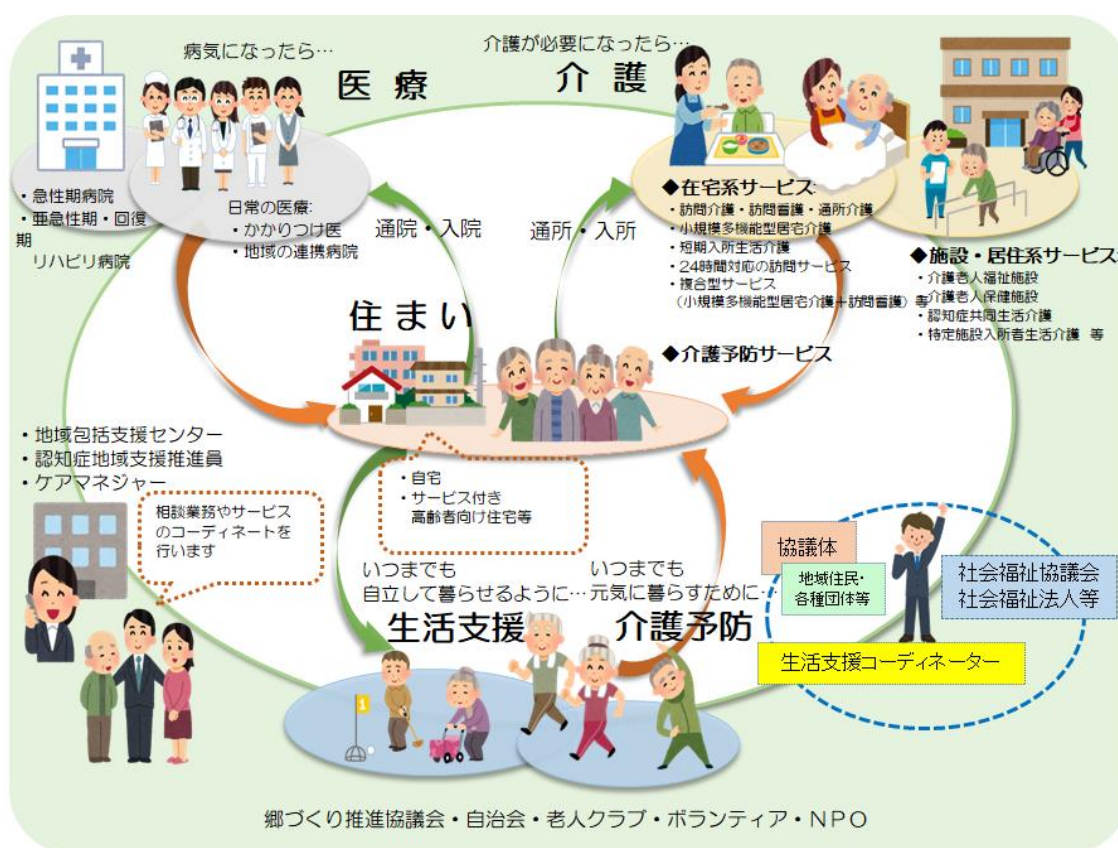
人が大切にされ、みんなが共に住むまち、ふくつ

基本目標

安心して暮らせる支え合いのまちづくり

わたしたちは、この福津のまちで超高齢社会に向き合って生きています。生きることは、人生の愉しさや思い通りにいかないことを受け止めて、人それぞれに年を重ねていくことです。誰もが人生の最期まで自分らしい暮らしができるよう、地域福祉を自分のこととして受け止め、地域の輪の中で笑顔と優しさを持って支え合っていくために、地域包括ケアシステムを推進・深化させるべく、地域包括支援センターの運営を展開していきます。

【地域包括ケアシステムのイメージ図】



地域包括ケアシステムの推進・深化に向けて

「福津市第10期高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」において、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて人生の最期まで自分らしい生活をおくることができるよう、地域包括ケアシステムの推進・深化を着実に進めることを定めています。

地域住民に医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるように、地域包括支援センターは地域包括ケアシステム構築の中核機関としての役割を担います。

1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターの基本業務である総合相談の相談件数は年々増加しており、相談内容も介護関係のみならず、医療、保健、障がい、権利擁護、認知症、高齢者虐待、家計等と多岐にわたり、複雑化しています。利用者や家族への支援など地域包括支援センターの役割が十分発揮できるように計画的に職員の配置を行い、適切な研修を実施することで職員のスキルアップを図ります。

また、地域包括支援センターの役割について積極的な周知を行い、地域住民に対する普及・啓発を図ります。

2 介護予防及び自立支援・重度化防止

介護保険法の基本理念を実現し、高齢者が自身の能力を最大限に活かして住み慣れた地域で自立した生活を営めるように、利用者の状態に合わせた適切なアセスメントを実施し、介護予防・日常生活支援総合事業を活用しながら、利用者の目標達成に向けた介護予防ケアマネジメントに取り組みます。

3 ケアマネジメント支援

介護支援専門員が利用者に対して効果的なケアマネジメントが実施できるように、地域ケア会議の活用、介護支援専門員同士の情報交換会や勉強会を開催し、ケアマネジメント支援を実施します。また、介護支援専門員が社会資源等のインフォーマルサービスを適切に利用できるように、社会資源の把握や地域との連携に努めます。

支援困難ケースについては、介護支援専門員からの相談を受け付け、具体的な支援方針を検討しながら助言・指導を行います。

4 地域ケア会議

個別のケアプランや相談事例の検討のために、「自立支援型地域ケア会議」や「地域ケア個別会議」を開催します。多職種の専門職が多角的な視点から検討を行うことで、個別課題の解決を目指します。また、地域ケア会議は、多職種が協働することにより連携を強化し、関係機関のネットワークを構築する役割も持っています。

さらに、個別の事例から把握した地域課題について共有し、課題解決のための検討を「地域ケア推進会議」で行います。

5 在宅医療・介護連携

医療と介護の両ニーズを併せもった高齢者が増加しており、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活をおくるためには、医療と介護の連携が不可欠となっています。

福津市では、二次医療圏である宗像市とともに、「在宅医療・介護連携推進事業」を実施しています。地域包括支援センターは、多職種同士の関係性を構築しながら、医療と介護の社会資源の把握を行い、利用者に対して在宅医療・介護の切れ目のないサービスを提供できる体制を整えます。

6 地域との連携

地域包括支援センターの役割について、積極的な周知と、地域住民へ地域包括ケアの理念の普及・啓発を継続し、地域でできることは地域で解決するための支援にも力を入れていきます。

高齢者が介護・医療の公的なサービスのみならず、インフォーマルサービス等を一体的に利用できるように、地域の社会資源の把握をします。

また、地域課題を把握し、その解決に向けた取り組みへの協力や地域の特性に応じた支援を行えるように、郷づくり推進協議会、協議体、生活支援コーディネーター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域活動団体等、地域との連携を強化します。

7 認知症施策

令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）」が公布されました。高齢化の進展に伴い増加している認知症の人が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送り、家族も安心して日常生活を営むことができるようにするためには、市民が認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要です。

福津市では認知症支援啓発事業や認知症サポーター養成事業及び認知症ケアパスの普及、啓発等、地域での見守り・支援体制の充実を図っています。

地域包括支援センターにおいても、認知症地域支援推進員が医療や介護の関係機関との連携体制を構築し、認知症高齢者や家族が必要な医療や介護等のサービスを受けられるように支援を実施します。認知症支援ネットワークの構築を進めながら、市と協力し、認知症の人本人やその家族と認知症サポーターを中心とした地域の支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ等）を活かした地域での支援体制の充実に努めます。

また、医師と専門職で構成される認知症初期集中支援チームは、認知症や認知症が疑われる人で、適切な医療・介護サービスに結び付いていないケースや、サービスに結び付いているが対応が困難なケースに対し、初期集中支援を行います。

8 市との連携

地域包括ケアシステム構築の中核を担う地域包括支援センターと市の連携は不可欠です。地域包括支援センター単独では解決が困難な問題や、措置介入が必要な場合は市と連携して対応するほか、定期的に市と連絡会議を開催し、情報共有を行います。

地域包括支援センターの業務は多岐にわたり、市の多くの部署と関係しているため、高齢者サービス課以外の課とも日常的に連携をとり、必要時には迅速に対応できるよう努めます。認知症高齢者の家族、ヤングケアラーなど家族介護支援において、高齢福祉だけでなく、障がい、子育てなど他分野と連携し支援を行います。また、災害や感染症発生時には、利用者の安否確認や要配慮者への対応を市や関係機関と連携して迅速に行います。

9 公正性及び中立性の確保

地域包括支援センターは「公的な機関」であることを認識し、利用者への居宅介護支援事業所・介護サービス事業所の紹介や、ケアマネジメント委託先の選定に関して公正性・中立性を保ちます。

また、運営方針を踏まえ、効率的・効果的に事業を実施できているかについて定期的に自己評価を行い、市の点検・評価を受けたうえで、福津市介護保険運営協議会に報告するものとします。

【市と地域包括支援センターの役割分担表】

運営方針	市の具体的な活動	地域包括支援センターの具体的な活動
1. 地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ○職員の計画的な配置。 ○職員の資質向上に係る機会の確保。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市の計画に基づいた職員の配置を行う。 ○新規採用職員の教育計画の作成と実施。 ○職員の経験年数に応じた教育計画の作成と実施。 ○職員別に研修履歴を記録し教育計画に役立てることができるようにする。 ○職員ごとに業務内容と業務量を把握し、特定の職員に業務が偏らないように調整する。 ○ワンストップ相談窓口としての相談スキルの向上。 ○虐待対応・虐待防止を行う上でのスキルの向上。 ○包括センター機能の普及・啓発のための取り組みを行う。
2. 介護予防及び自立支援・重度化防止	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援型地域ケア会議の定期的な開催。 ○介護予防・日常生活支援総合事業のさらなる推進。 ○地域住民に介護予防及び自立支援・重度化防止に関する啓発を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○自立支援型地域ケア会議の事務局機能、コーディネーターの役割を担う。 ○介護予防・日常生活支援総合事業推進に向けたケアマネジメントスキルアップ、関係機関との協力、利用者への説明。 ○出前講座等を活用し、地域住民に自立支援、自助・互助等についての周知・啓発を実施する。
3. ケアマネジメント支援	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア会議を開催し、介護支援専門員に対するケアマネジメントの支援を行う。 ○居宅介護支援事業所、介護サービス事業所に対する研修を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア会議を開催し、介護支援専門員に対するケアマネジメントの支援を行う。 ○定期的に居宅介護支援事業所と情報交換会や勉強会を開催する。 ○多職種が集う勉強会等に参加し、関係機関に効果的な介護予防に対する理解を深めてもらう。

運営方針	市の具体的な活動	地域包括支援センターの具体的な活動
4. 地域ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア会議開催報告書等から課題を把握し、解決のために関係機関と協議を行う。 ○地域ケア推進会議を開催して地域課題を共有・整理し、課題解決に向けた検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ケア会議開催報告書を市へ提出する。 ○地域ケア会議、総合相談、その他業務で把握した地域課題を分析し、市と課題解決に向けた検討を行う。 ○市が開催する地域ケア推進会議に参加し、課題の共有と課題解決に向けた検討を市と共に行う。 ○支援困難事例に対して地域ケア個別会議を開催する。
5. 在宅医療・介護連携	<ul style="list-style-type: none"> ○二次医療圏である宗像市と在宅医療・介護連携推進事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○多職種連携研修、地域リーダー会議などに主体的に参加し、多職種同士が顔の見える関係を築けるよう協力する。 ○在宅医療・介護連携推進事業で集約された社会資源情報について、ケアマネジャーの活用が進むよう働きかける。 ○市内の医療機関に所属するソーシャルワーカーや主任ケアマネジャーと連携して地域課題抽出や意見交換を行う。 ○入退院支援の仕組みを活用するために、医師会等関係機関と協力して、いつ、どのような情報が必要であるか等の相互理解を深める。
6. 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会と協力して地域福祉計画に基づいた地域づくりを推進する。 ○協議体や郷づくり推進協議会と連携し、地域の課題解決に取り組む。 ○必要時、郷づくり推進協議会に地域課題の把握に必要な医療・介護データの提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会と協力し、地域福祉活動計画の取り組みが進むよう連携する。 ○協議体に参加するなどし、生活支援コーディネーターや地域との連携を強化する。 ○郷づくり推進協議会の健康福祉分野の活動に協力する。 ○気になる高齢者や地域の課題等について協力して解決できるよう、地域活動団体と顔の見える関係を築く。 ○民生委員・児童委員と連携をとりながら、地域の実態把握に努める。 ○警察署、消防署、保健所、医療機関等の関係機関と連携する。

運営方針	市の具体的な活動	地域包括支援センターの具体的な活動
7. 認知症施策	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症ケアパスの普及・啓発を行う。 ○本人・家族が集まれる場づくりや、地域住民への啓発について検討する。 ○認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が活動しやすいよう、情報提供を行う。 ○認知症の人本人やその家族と地域の支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ等）を活かした地域での支援を行う。 ○成年後見制度の普及・啓発、利用支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○認知症ケアパスの普及、啓発を行う。 ○認知症に対する正しい知識の普及・啓発を行う。 ○市民後見人の活動に関するバックアップ、相談支援を行う。 ○認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の活動を通じた本人・家族の支援、地域力強化に取り組む。 ○認知症の人本人やその家族と地域の支援を繋ぐ仕組み（チームオレンジ等）について、市とともに助言を行い、支援体制の充実に取り組む。 ○成年後見制度の普及・啓発、活用のサポートを行う。
8. 市との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に包括センターと情報共有する機会を持つ。 ○認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援に取り組む。 ○適宜、包括センターに災害や感染症の発生の動向の情報提供を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○遅滞なく相談内容、処理状況、業務の進捗状況等を必要に応じて報告する。 ○総合相談支援機能の活用により、高齢福祉だけでなく、障がい、子育てなど他分野と連携し、家族を一体的に支援する。 ○災害及び感染症発生時は、市と情報を共有し、災害時情報連携マニュアルや感染症発生時の内規に沿って対応する。
9. 公正性・中立性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に包括センターの事業状況について点検・評価を行い、介護保険運営協議会に報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的に事業の自己評価を行い、介護保険運営協議会に報告する。